

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本 邦雄 編集人 杉山 昌明
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局
事務局 TEL&FAX 045-751-1010

横浜市健康福祉局と懇談

五月八日(水)午後1時から横浜市市会事務局で市の森障害者支援課長、押野事業支援係長、渡辺障害企画担当係長、高木障害企画調整担当係長と神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局長と神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局の会合を行いました。約一時間に渡って意見交換を行いましたのでご報告いたします。

自己紹介の後、岩本会長から、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会の現状、及び全施連の活動について紹介をしました。

続いて全施連の活動の一環である「重度化」は問題だと認識している。今年度後半にはモデル事業を始める予定である。グループホーム等の高齢化対応策として予算範囲内の事業を進めていく。時間はかかるが「住まいの在り方」について検討する予定でもある。また、グループホーム世話人に対するバックアップ策も検討している。独立系のグループホームは職員数も少なく、緊急の事態への対応が取りにくいので、そういう事態に対応できる仕組みを検討していきたい。

それに対して森課長から、請願活動に関しては、全国の市町村には実情の違いが大きいので、一律に同じ請願内容ではうまくいかな

請願趣旨概要

- ① 知的障害者が生涯を通じて24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を新設し、グループホーム・ケアホームを充実すること
- ② 現行の障害程度区分は廃止し、支援の必要に応じた仕組みとする
- ③ 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- ④ 国及び地方公共団体は知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと

という感じはする。横浜市は他の市町村には無いような施策も多く持っている。

横浜市は中期の障害者福祉計画が3期目に入っており、障害者福祉施策の中心は障害のある方が地域で生活ができる社会を目指している。その計画に沿って、長期入所からグループホーム・ケアホームへの移行を進めている。

現在グループホーム等を五百か所、障害福祉計画では年間二百人(ホーム5人入居なら40ホームを新設の地域移行を推進していくと考えている。我々も障害のある方々の実情を聞き、待機者の実態等を把握したりし、施策は地域移行を推進しているが必要に応じ、短期入所などを併用しながら多様なニーズに対応できるようにしている。

現在、新規の入所施設をつくる考えはない。現在の地域移行中心の考えをさらに進めて、頑張るだけ頑張っていく考えではあるが、ご指摘のようなこともあるのでさらなる現状把握を進めていきたいと考えている。行政が今以上に個別の事例に関するかについては問題があるなら、横浜市としても調査などを行ってきたい。最近のあるグループホームの副理事長の利用者の預金搾取事件なども県から認可権限が横浜市に移管されたこともあり直接かわわっているところである。

五百か所のグループホームがあるとすると何らかのモニタリングも必要と感じている。現状の障害者支援センターだけで十分かを検討しながら、今年度はさらに検討を進めるつもりである。実施指導なども必要と考えている。

高木担当係長より

「障害程度区分」は行政としてもおかしいと思う。3障害の方々の実情に合わないと考えている。市町村の担当としても障害程度区分の見直しを約束しているのに、ちょっと見当が進んでいない、という思いは同じである。現在、国が検討していた障害者総合支援法に盛り込んでいく発表された内容と今回公表されてきた障害者総合支援法の内容はまったく整合性もない。障害程度区分の見直しも3年間でさらに検討するという先延ばしになっている。

年度末の3月末に新しい法案を決めることは市町村から見ると国は何を考えているのかわからない。ご存知とは思いますが、全国の政令指定都市会があり、そこで障害者施策

の実施に当たり必要な調整を厚労省と行っているがその場を通じて、皆様から提起された要望事項などを国に打ち上げている。

そのような機能を通じて神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局の要望を伝えることも一策ではないかと思う。

岩本会長からさらに

地域移行と高齢化に関して神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局の調査報告書を見て、横浜市から見た意見や助言を頂きました

森課長から

横浜市としても地域のグループホームで生活する方々の「高齢化説明し」

終わりに、今回の会合の仲介をしていただいたふもと市会議員から、今後このような機会を設けて家族の声を横浜市に伝えるよう協力したいというお話で会が開きとなりました。

成年後見制度の課題と有効活用

神奈川県第三次障害福祉計画（H24年度からH26年度まで）案
神奈川施保連広報部会 坂間 富治

神奈川県第三次障害福祉計画（H24年度からH26年度まで）案では、H17年10月時点の県下障害者入所施設利用者五千九十四名（身体障害者を含む）のうち、二十一％がH27年3月までに地域移行することを目標値として掲げています。（H23年10月までの移行実績は約15％）。これによれば、今後、グループホーム、ケアホームへの移行者は、確実に増加するものと見込まれます。



地域移行に伴う不安

地域に移行し、世間との交流が増えれば、なかには障害者に思わぬ損害をもたらすような事案がなるとは言えず、保護者としては最も気遣うところです。

成年後見人の役割

判断能力が不十分な人の権利を、法律的に支えるのが成年後見制度（後見人、保佐人、補助人）です。成年後見人は、被後見人（障害者本人）の意思を尊重し、その権限に応じて、代理権、取消権な

どを用いて、本人の財産管理や身上監護を行うほか、本人にとって不利益な契約を取り消すなど、地域で暮らす障害者にとっては心強い支え手となります。

成年後見制度の利用状況

神奈川施保連の成年後見制度利用状況は、昨年4月1日現在で実施した加盟保護者会に対するアンケート調査報告書「今、施設と利用者」により、施設と利用者との内、後見制度を利用している人の割合は、グループホームでは3・1％、ケアホームで22・0％、入所者を含む利用者全体平均で36・1％です。グループホーム、ケアホームで制度利用者の割合が低いのが気になります。また、後見制度を利用している人のうち、後見人に親がなっている割合が44・5％、兄弟姉妹がなっている割合

は45・2％です。

利用者の高齢化が進むなかで、その親はさらに老年となり、後見人としての職務を行うのは負担が大きいのと思います。

核家族化の進行

核家族化が進み、親以外では親族後見人になり手は、これからだんだん少なくなるとはならないでしょうか。弁護士など職業的専門家あるいはNPOなどの法人後見人を依頼する途もありますが、前者は報酬負担の面で、後者は事業基盤の面で心配があります。

後見制度利用促進について、国は、家裁への申し立て手続きや申し立て費用の助成などの事業を市町村の必須事業としています。また私たちの身近な仕組みにはなっていません。

信託制度

後見人の職務の負担軽減については、最高裁は、本年2月から、親族後見人の財産管理が適切になされていない事例や、金銭の口座管理に負担を感じる後見人がいる事情に鑑み、「後見制度支援信託」

を導入しました。この制度は、本人の財産の大半を信託銀行に預け、日常生活の費用分は後見人が管理し、本人に多額の出費が必要になったときは、家裁の審査を経て、信託財産を引き出す仕組みで、費用と事務の負担軽減と不正防止効果も期待されています。

国は、倫理感と法律知識を備えた後見人等の育成をめざし、自治体が行う研修や実習を積んだ市民を「市民後見人」候補者として市町村に登録し、家裁が適任者を選任する方式の普及を支援しています。

制度の有効利用

現行の成年後見制度は、社会の高齢化や核家族化に対応できていないとの指摘があり、欠格条項の修正などいくつかの点で今後の見直しに俟つ部分がありますが、現時点では障害者の権利を法律的に支える大切な制度と言えます。

私たち保護者は、これから後見制度利用を検討される方はもとより、すでに利用されている方も、本人の財産の有無に拘わらず、暮らしの安心と権利を守るため、親なき後まで見とおして、成年後見制度を有効に活用することが重要で、今こそ考えておくことが重要だと思います。

以上

障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会(旧やまゆり互助会)
〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426

24年度総会のお知らせ

下記要項にて神奈川施保連総会を開催いたします。各保護者会の代議員の出席をお待ちしています。

記

期日：平成24年7月1日(日)

時間：13:00～

会場：県民センター

※詳細は追ってお知らせいたします。